

令和 6 年第 4 回定例会

土木企業立地推進委員会資料

令和 6 年 12 月 10 日

企 業 局

1 付託案件

- (1)第 177 号議案 令和 6 年度茨城県水道事業会計補正予算（第 1 号）
- (2)第 178 号議案 令和 6 年度茨城県工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）
- (3)第 179 号議案 令和 6 年度茨城県地域振興事業会計補正予算（第 1 号）

人事委員会の勧告などに伴う職員及び会計年度任用職員の給与改定に要する経費として、企業局全体で60,959千円を増額補正する。

2 諸般の報告

○企業局における水道事業の広域化の検討状況について

水道事業の広域化については、政策企画部と連携しながら市町村等と検討を進めているところであるが、経営統合に当たり、市町村等水道事業の経営水準の向上・平準化及び経営基盤の強化を図っていくため、基本協定締結後（令和 7 年 2 月～）、県で示す方針に基づき、各市町村等において、来年度以降、経営統合後の 20 年間の投資・財政計画を策定する。

○県有財産の売却について（阿見東部工業団地）

企業局施行の「阿見東部工業団地」において、平成 17 年からリース契約により立地している「株式会社あづまや」より用地買い取りの申込があり、令和 6 年 9 月 25 日に 3,310.87 平方メートルを 86,082,620 円で分譲する契約を締結した。

○霞ヶ浦浄水場における高度浄水処理施設の供用開始について

霞ヶ浦を水源とする霞ヶ浦浄水場において、新たな高度浄水処理施設である「オゾン促進酸化処理施設」が完成し、令和 6 年 11 月 1 日に供用開始した。

令和 6 年 11 月 29 日 開 会

④

令和 6 年第 4 回茨城県議会定例会議案

(第 2 綴)

茨 城 県

令和 6 年第 4 回茨城県議会定例会議案（第 2 綴）目次

	頁
第175号議案 令和 6 年度茨城県一般会計補正予算（第 6 号）	1
第176号議案 令和 6 年度茨城県病院事業会計補正予算（第 1 号）	6
第177号議案 令和 6 年度茨城県水道事業会計補正予算（第 1 号）	7
第178号議案 令和 6 年度茨城県工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）	8
第179号議案 令和 6 年度茨城県地域振興事業会計補正予算（第 1 号）	9
第180号議案 令和 6 年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計補正予算（第 1 号）	10
第181号議案 令和 6 年度茨城県流域下水道事業会計補正予算（第 1 号）	11
第182号議案 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	13

予

算

第177号議案

令和6年度 茨城県水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度茨城県水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和6年度茨城県水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第4号中「7,843,366千円」を「7,845,430千円」に、「2,245,213千円」を「2,245,932千円」に、「2,199,062千円」を「2,199,450千円」に改める。

（収益的支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	支 出		
第1款 事業費用	19,686,584千円	33,967千円	19,720,551千円
第1項 営業費用	18,586,584千円	33,967千円	18,620,551千円

（資本的支出の補正）

第4条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文かつこ書中「8,763,742千円」を「8,766,913千円」に、「8,364,789千円」を「8,367,960千円」に改める。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	支 出		
第1款 資本的支出	15,212,338千円	3,171千円	15,215,509千円
第1項 建設改良費	12,287,641千円	3,171千円	12,290,812千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第5条 予算第9条第1号中「1,056,361千円」を「1,093,499千円」に改める。

令和6年12月4日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第178号議案

令和6年度 茨城県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度茨城県工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和6年度茨城県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第4号中「318,828千円」を「318,966千円」に、「3,336,166千円」を「3,337,052千円」に、「4,247,900千円」を「4,248,407千円」に、「3,166,377千円」を「3,166,912千円」に改める。

（収益的支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	支 出		
第1款 事業費用	12,224,314千円	20,329千円	12,244,643千円
第1項 営業費用	11,643,493千円	20,329千円	11,663,822千円

（資本的支出の補正）

第4条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文かつこ書中「5,891,374千円」を「5,893,440千円」に、「5,391,895千円」を「5,393,681千円」に、「185,351千円」を「185,631千円」に改める。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	支 出		
第1款 資本的支出	12,713,911千円	2,066千円	12,715,977千円
第1項 建設改良費	11,069,271千円	2,066千円	11,071,337千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第5条 予算第9条第1号中「679,180千円」を「701,575千円」に改める。

令和6年12月4日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第179号議案

令和6年度 茨城県地域振興事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度茨城県地域振興事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和6年度茨城県地域振興事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1号中「6,494,800千円」を「6,495,126千円」に、「8,755,900千円」を「8,756,241千円」に改める。

（収益的支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	支 出		
第1款 土地造成事業費用	810,748千円	759千円	811,507千円
第1項 営業費用	44,941千円	759千円	45,700千円

（資本的支出の補正）

第4条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文に「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額667千円は、過年度分損益勘定留保資金667千円で補てんする。）」を加える。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	支 出		
第1款 土地造成事業資本的支出	15,250,700千円	667千円	15,251,367千円
第1項 土地造成費	15,250,700千円	667千円	15,251,367千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第5条 予算第8条第1号中「36,110千円」を「37,536千円」に改める。

令和6年12月4日提出

茨城県知事 大井川 和彦

令和 6 年第 4 回定例会

土木企業立地推進委員会資料

1. 企業局における水道事業の広域化の検討状況について
… 2
2. 県有財産の売却について（阿見東部工業団地） … 6
3. 霞ヶ浦浄水場における高度浄水処理施設の供用開始について
… 7

令和 6 年 12 月 10 日
企 業 局

項 目		企業局における水道事業の広域化の検討状況について	
1 現況			
急速な人口減少が進む中、市町村や当局などの水道事業体が将来にわたり安全で良質な水を安定的かつ効率的に供給し、水道事業の経営健全化を図ることを目的として、水道事業の経営統合や共同発注等の広域連携に関して、政策企画部を中心に市町村等と検討を進めており、企業局も水道事業体の1つとして、当該検討の場である「水道事業に係る広域連携検討・調整会議」に参加している。			
2 水道事業に係る広域連携検討・調整会議の開催実績			
(1) 令和5年度の開催実績			
区分		開催日	概要
第1回全体会		R5. 10. 23	・ 検討・調整会議の設置 ・ 当面の調整事項等
地域部会	県北	11. 30	・ 共同発注等に関する検討・調整等
	県中央、鹿行、旧県南・旧県西	11. 20～29 (各地域1回)	・ 経営統合に関する検討・調整等 (施設最適配置案の検討等)
地域部会	県北	R6. 2. 16	・ 共同発注等に関する検討・調整等
	県中央、鹿行、旧県南・旧県西	1. 29～2. 2 (各地域1回)	・ 経営統合に関する検討・調整等 ・ 経営統合に係る基本的な枠組みについて
第2回全体会		3. 1	・ 経営統合に係る基本的な枠組みについて
第3回全体会		3. 28	・ 経営統合に当たっての統合先について
(2) 令和6年度の開催実績			
地域部会	県北	5. 30	・ 共同発注等に関する検討・調整等
	県中央、鹿行、旧県南・旧県西	4. 23～26 (各地域1回)	・ 経営統合に関する検討・調整等 (財政シミュレーション案の検討等)
第4回全体会		8. 29	・ 検討経過（施設最適化、統合枠組等）について
※上記会議以外に4月10日～5月31日にかけて全市町村（県水を受水していない県北地域除く。）を訪問するとともに、5月27日～31日にかけて意見交換会を開催し、各市町村等と経営統合に係る諸課題について話し合いを行った。			
※6月26日～8月27日にかけて、すべての市町村長等を個別に訪問し、県との経営統合に係る組織、経営、運営等の枠組みについて説明を行った。			
※10月16・17日に広域連携に係る浄水場等の運転管理や組織の集約化等ソフト面の効果に関する説明会を、11月19日に投資・財政計画の策定に関する説明会を行うとともに、11月15日～12月3日にかけて、経営基盤が相対的に脆弱な市町村を訪問し、今後の対応の方向性について意見交換を行った。			
(参考1) ソフト面の効果概要（50年間計：約1,070億円(概算試算値)）			
市町村に対し、議会や住民向け説明の参考として、以下の条件での試算値を提示			
項目	内容		効果額（試算値）
運転管理の集約化	浄水場の運転監視に係る自動化無人化の推進による委託費減		約610億円
組織の集約化	市町村水道事務所を圏域毎に集約化することによる人件費減		約230億円
AI活用による電力削減	・AIを活用し、夜間電力を最大限活用することによる電気代減		約60億円
委託の集約化	・給水申し込み窓口、検針業務等の委託業務を圏域毎に集約化することによる委託費減		約170億円

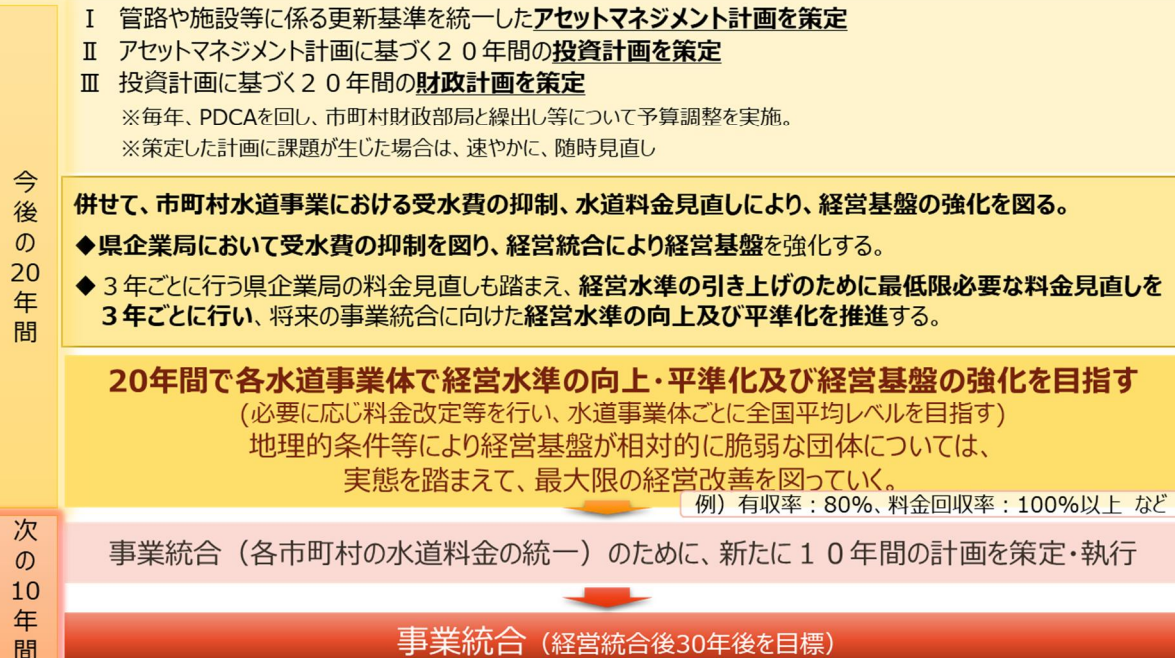
(参考2) 投資・財政計画の基本的な考え方、策定スケジュール

項目	内容														
計画策定の背景	・県企業局が市町村の水道事業を継承する垂直統合であるため、<u>急速な人口減少が進む中、県として市町村から引き継ぐ末端給水事業の基盤強化、経営水準の向上を図ることが不可欠</u>であること。 ・<u>一部市町村からは、相対的に経営基盤が脆弱で課題のある市町村事業の経営改善を図り、経営水準の向上及び平準化を図るよう、要請等がある</u>ことを踏まえ、<u>県が策定する方針に基づく経営基盤の強化が必要</u>														
基本的な考え方	・<u>30年後の事業統合</u>（料金やサービスの一体化）を見据えて、<u>県が策定する経営方針に基づき</u>、必要に応じた料金改定等をしながら、<u>各水道事業体の経営水準の向上・平準化及び経営基盤の強化を図る。</u> ➢<u>今後の20年間</u>：各水道事業体の<u>経営水準の向上</u>を図り、<u>平準化</u>を目指す。 ➢<u>次の10年間</u>：<u>事業統合</u>（水道料金の統一）を目指す。														
アセットマネジメント計画	・水道施設のライフサイクル全体にわたって<u>効率的かつ効果的に管理運営するための計画</u> ・施設や管路等、市町村ごとに異なる更新基準を統一する。 <table><tr><th>区分</th><th>法定耐用年数</th><th>更新基準の例（案）</th></tr><tr><td>事務管理棟</td><td>50年</td><td>50年→80年</td></tr><tr><td>ダクタイル鋳鉄管</td><td>38年</td><td>65年→80年</td></tr></table>			区分	法定耐用年数	更新基準の例（案）	事務管理棟	50年	50年→80年	ダクタイル鋳鉄管	38年	65年→80年			
区分	法定耐用年数	更新基準の例（案）													
事務管理棟	50年	50年→80年													
ダクタイル鋳鉄管	38年	65年→80年													
投資計画	・統合団体間で<u>施設や管路等の更新基準を統一</u>したアセットマネジメント計画を策定の上、<u>当該基準に基づく整備（更新）を見据えた投資見通しを試算</u>した計画 ・有収率（送水ロスを表した指標）や管路更新率（1年間に更新した管路の割合を表した指標）等の経営指標に関する目標を設定し、老朽管等の計画的な更新を進める。 <table><tr><th>区分</th><th colspan="2">目標設定の例（案）</th></tr><tr><td rowspan="2">管路更新率</td><td>石綿セメント管</td><td>速やかに更新</td></tr><tr><td>ダクタイル鋳鉄管</td><td>1.25%</td></tr><tr><td>有収率</td><td colspan="2">類似団体全国平均まで引き上げ</td></tr></table>			区分	目標設定の例（案）		管路更新率	石綿セメント管	速やかに更新	ダクタイル鋳鉄管	1.25%	有収率	類似団体全国平均まで引き上げ		
区分	目標設定の例（案）														
管路更新率	石綿セメント管	速やかに更新													
	ダクタイル鋳鉄管	1.25%													
有収率	類似団体全国平均まで引き上げ														
財政計画	・<u>投資計画に基づく財源の見通しを試算</u>した計画 ・料金回収率（送水コストを料金でどの程度回収できているかを表した指標）や企業債残高対給水収益比率（給水収益に対する企業債残高（借入）の割合を表す指標）、累積欠損金比率等の経営指標に関する目標を設定し、市町村ごとの事業環境等を十分に考慮した上、これらの指標の適正化を図る。 <table><tr><th>区分</th><th>目標設定の例（案）</th></tr><tr><td>料金回収率</td><td>100%以上</td></tr><tr><td>企業債残高対給水収益比率</td><td>全国平均まで引き下げ</td></tr><tr><td>累積欠損金比率</td><td>0%</td></tr></table>			区分	目標設定の例（案）	料金回収率	100%以上	企業債残高対給水収益比率	全国平均まで引き下げ	累積欠損金比率	0%				
区分	目標設定の例（案）														
料金回収率	100%以上														
企業債残高対給水収益比率	全国平均まで引き下げ														
累積欠損金比率	0%														
策定スケジュール	・年度末の基本協定締結後、投資・財政計画等を策定し、法定協議会等で承認 <table><tr><th>時期</th><th>内容</th></tr><tr><td>R7.2～</td><td>基本協定締結</td></tr><tr><td>R7.3</td><td>経営方針（案）の策定 ※管路や施設等の更新基準や、計画の目標指標について、各事業体の実態をさらに調査・精査の上、具体的な詳細な目標を市町村に提示するもの。</td></tr><tr><td>R7年度前半</td><td>アセットマネジメント計画を策定</td></tr><tr><td>R7年度後半</td><td>投資計画、財政計画を策定</td></tr><tr><td>R7年度末</td><td>県、県企業局、市町村で構成する法定協議会等で協議</td></tr></table> ※来年度基本協定を締結する市町村については、上記スケジュールから概ね1年遅れで手続きを進める。			時期	内容	R7.2～	基本協定締結	R7.3	経営方針（案）の策定 ※管路や施設等の更新基準や、計画の目標指標について、各事業体の実態をさらに調査・精査の上、具体的な詳細な目標を市町村に提示するもの。	R7年度前半	アセットマネジメント計画を策定	R7年度後半	投資計画、財政計画を策定	R7年度末	県、県企業局、市町村で構成する法定協議会等で協議
時期	内容														
R7.2～	基本協定締結														
R7.3	経営方針（案）の策定 ※管路や施設等の更新基準や、計画の目標指標について、各事業体の実態をさらに調査・精査の上、具体的な詳細な目標を市町村に提示するもの。														
R7年度前半	アセットマネジメント計画を策定														
R7年度後半	投資計画、財政計画を策定														
R7年度末	県、県企業局、市町村で構成する法定協議会等で協議														

(参考3) 事業統合を見据えた基本的な考え方

基本的な考え方

30年後の事業統合（県・市町村の料金体系を一元化）を見据えて、**県が策定する経営方針に基づき、必要に応じた料金改定等**をしながら、**各水道事業体の経営水準の向上・平準化及び経営基盤の強化を図る。**



3 経営統合に係る枠組み（案）

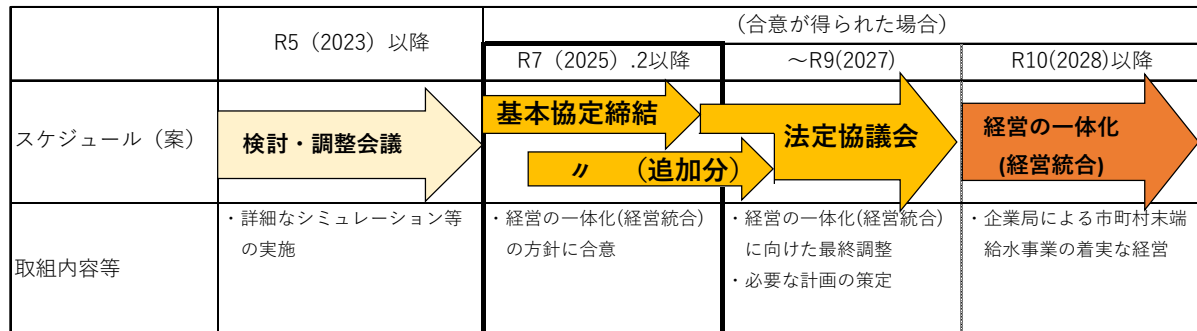
政策企画部では、本県で検討を進める経営統合先を当局と想定して調整を進めるとの方針を示したことから、当局では、経営統合に係る組織、経営、運営等の基本的な枠組みについて、以下のとおり検討している。

項目	検討内容
事業形態	・各市町村の水道事業を県企業局の末端給水事業に位置付け ・会計上は、末端給水事業に市町村ごとのミシン目を入れて区分経理
組織	・当面の間、現在の市町村水道担当課を県企業局の水道事務所として出先機関に位置付け（今後、将来に向けた組織の集約化を検討）
人員体制	・原則、市町村からは職員派遣、企業団は身分移管も検討 ・地元意見集約のため市町村の首長を委員とした会議体を設置 等
運営体制	・浄水場等の運転管理等を順次集約 ・末端給水事業に係る工事・入札については、市町村の従来ルールで発注。 組織の集約に合わせて入札・契約制度等の制度を統一
資産	・水道事業の用に供している資産、負債はすべて県企業局が継承
投資・財政計画	・経営基盤の強化に向け、経営統合前までに投資・財政計画を作成 ・作成した投資・財政計画に基づき、 <u>将来の事業統合に向けた経営内容の改善と経営基盤の強化を着実に進める。</u>
下水道事業	・下水道料金徴収業務は、県企業局が市町村から受託
システム	・経営統合を見据えた財務会計システムの統合を優先的に実施 等

4 今後の予定について

今年度内（令和7年2月予定）の経営統合に係る基本協定締結に向けて、市町村等とさらに詳細な検討・調整を進めていく。

（参考4）経営統合に向けたスケジュール（案）について



（参考5）基本協定（案）の概要

経営統合の実現に向けた基本的な方向性について定めた基本協定書について、知事、県企業局長及び合意する市町村等の首長が締結し、今後、設置予定の法定協議会において協議していく。

項目	概要
経営統合の目的	本県水道事業の経営健全化及び基盤の強化
経営統合の対象	水道事業（簡易水道事業を除く）及び水道用水供給事業
経営統合の時期	協定締結後3年程度以内
経営統合の方法	事業ごとに区分経理（当面料金統一はしない。）
経営統合の主体	県企業局（事業経営・執行を県企業局が行う。）
運営体制	経営統合時は市町村からの自治法派遣等
資産等	水道事業の用に供する資産・負債・資本は企業局が継承
投資・財政計画の策定・公表	市町村等は経営統合までに投資・財政計画を策定・公表
法定協議会	経営統合に向けた検討を行うため、県知事及び市町村長等を構成員として設置

項 目 県有財産の売却について（阿見東部工業団地）

【直近の土地売却状況】

1 阿見東部工業団地の分譲

（１）売却先

- ・ 企 業 名 株式会社あづまや
- ・ 本 社 稲敷郡阿見町大字星の里13番 4
- ・ 事 業 内 容 工業用でんぷん製造

（２）売却地

- ・ 土地の所在 稲敷郡阿見町大字星の里13番 4
- ・ 面 積 3,310.87㎡
- ・ 契 約 額 86,082,620円（26,000円/㎡）

（３）経緯

- ・ 契 約 日 令和 6 年 9 月 25 日

※(株)あづまやは、平成17年11月からリース契約により立地しているが、今回同社から用地買い取りの申込があり、分譲したものの。

2 阿見東部工業団地の概要

- （１）事業主体 茨城県企業局
- （２）分譲面積 47.3 h a
- （３）分譲開始 平成 13 年度

【位置図】



＜今回の分譲区画＞

売却先：(株)あづまや

面 積：3,310.87 ㎡

価 格：86,082,620 円

(26,000 円/㎡)

用 途：工業用でんぷん製造工場

項 目	霞ヶ浦浄水場における高度浄水処理施設の供用開始について
-----	-----------------------------

霞ヶ浦浄水場における高度浄水処理施設の「オゾン促進酸化処理施設」について、施設の築造工事や通水試験、水質試験等が完了したため、本年11月1日に供用開始した。

これにより、かび臭の原因物質を完全に除去することが可能となるとともに、活性炭への負荷が軽減されることで、浄水処理運転経費の削減が見込める。

○施設概要

施 設 名 オゾン促進酸化処理施設

所 在 地 霞ヶ浦浄水場
(土浦市大岩田2972)

事業効果 ①水質の安定性向上
かび臭の原因となる物質を完全に除去できる。
②運転経費の削減
活性炭再生回数を低減でき、浄水処理運転経費の削減が見込める。

事業期間 令和2年度から令和6年度

給水対象 土浦市、つくば市、阿見町、県南水道企業団(龍ヶ崎市、取手市、牛久市、利根町)



オゾン促進酸化処理施設



オゾン発生装置